

足寄都市計画事業足寄市街地区土地区画整理事業

換地処分の公告後に行う

「不動産の表示変更」と「住所・本籍地等」

変更手続きの手引き

【住所・本籍等の変更手続き編】

平成14年度から実施してきました「足寄都市計画事業足寄市街地区土地区画整理事業」は、皆様のご協力により、平成29年8月25日（金）に「換地処分の公告」を行う見込みとなりました。

換地処分の公告が行われると、その翌日から、施行地区内の土地や建物の地番や面積、地目、家屋番号などが変更となります。

これに伴い、施行地区内にお住まいの方の住所番地・本籍番地についても変更となりますので、住所・本籍地の変更手続きをお願いすることとなります。

本書では、平成29年8月26日（土）から住所・本籍地等の番地が変更となる方に行っていただく主な手続き等についてご案内します。

目次

1. 今回お届けしたもの	P 1
2. 住所・本籍地等変更の手続きについて	P 2
(1) 住所・本籍地等が変更となる方について	P 2
(2) 個人の手続き	P 3
①足寄町役場が手続きをするもの	P 3
②みなさんに手続きをしてもらうもの（足寄町役場内）	P 4
③みなさんに手続きをしてもらうもの（足寄町役場以外）	P 6
(3) 法人の手続き	P 8
(4) 住所・本籍地等の変更の証明書について	P 9
(5) 住所変更お知らせはがきについて	P10
(6) 郵便物の配達について	P11
(7) 登記手続きについて	P11
3. こんなときは・・・	P12



1. 今回お届けしたものの

(1) 変更手続きの手引き（住所・本籍等の変更手続き編）

不動産の表示変更に伴う手続きについて記載しています。

(2) 新しい住所・本籍・所在地番のお知らせ

変更前の住所・本籍地と変更後の新しい住所・本籍等が記載されています。平成29年8月26日（土）以降は、新しい住所・本籍等をお使いください。

なお、本書には住所・本籍の変更を証明する効力はありませんので、住所・本籍の変更の証明書が必要な場合は「住所等変更証明書」を使用して下さい。

※平成29年8月28日以降、世帯主・筆頭者宛てに順次送付します。

※法人の所在変更証明が必要な場合は、お手数ですが、足寄町役場建設課 区画整理担当まで必要枚数をご連絡ください。

(3) 住所変更のお知らせ用はがき

平成29年8月26日（土）から住所番地が変更となる個人・法人を対象に、日本郵便㈱が発行する無料ハガキです。1世帯につき50枚を配布しています（詳細は10ページをご確認ください。）。

(4) 登記手続きについて

不動産（土地・建物など）登記簿の所有者住所の変更登記手続きについて記載しています。

また、法人登記をされている場合で、法人の所在や代表者の住所等を変更登記する場合の手続きについても記載しています。

2. 住所・本籍地等変更の手続き

(1) 住所・本籍地等が変更となる方について

施行地区内にお住まいの方・本籍地等を置いている方で、換地処分により土地の地番が変更となる方が変更の対象となります。該当する土地や建物の所有者に限らず、借地や借家、アパート等にお住まいの方についても対象となります。

対象となる土地の住所・本籍地等の変更は、平成29年8月26日（土）からとなります。

(2) 個人の手続き

① 足寄町役場が手続きをするもの

次に記載した手続きは、足寄町役場で住所・本籍地の変更手続きを行いますので、個別の手続きは不要です。

内 容	手続きの詳細・必要なもの	窓口・問合せ先
住民票（住民基本台帳）	新住所への変更は役場で行いますので手続きは不要です。	住民課 住民室 戸籍年金担当
印鑑登録証		
住基カード（顔写真無）		
戸籍簿・戸籍附票	新住所・新本籍への変更は役場で行いますので手続きは不要です。	
国民年金手帳	住所欄がある場合は、ご自分で新しい住所を上書きしてください（役場への来庁は不要です）。	
国民年金加入者（第1号被保険者）	新住所への変更は役場から日本年金機構に通知しますので手続きは不要です。	
パスポート	住所欄がある場合は、ご自分で新しい住所を上書きしてください（役場への来庁は不要です）。	
国民健康保険被保険者証	新しい住所を記載したものを郵送します。役場への来庁は不要です。	住民課 住民室 保険担当
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証		
国民健康保険高齢受給者証		
国民健康保険特定疾病療養受療証		

内 容	手続きの詳細・必要なもの	窓口・問合せ先
後期高齢者医療被保険者証	新しい住所を記載したものを郵送します。役場への来庁は不要です。	住民課 住民室 保険担当
後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証		
後期高齢者医療特定疾病療養受療証		
ひとり親家庭等医療費受給者証		
重度心身障がい者医療費受給者証		
乳幼児及び児童医療費受給資格証		
養育医療券		
墓地使用許可証	新住所への変更は役場で行いますので手続きは不要です。	住民課 住民室 住民生活担当
犬の登録の住所		
合併浄化槽の利用者		
固定資産税課税台帳	新住所への変更は役場で行いますので手続きは不要です。	住民課 税務室 課税担当
原動機付自転車、小型特殊自動車		
児童手当	新住所への変更は役場で行いますので手続きは不要です。	福祉課 保健福祉室 保健福祉担当
じん臓機能障がい者通院支援事業	新住所への変更は役場で行いますので手続きは不要です。	福祉課 保健福祉室 障がい福祉担当
高齢者・障がい者通院支援助成		
地域生活支援事業受給者証		
自立支援医療（更生医療）受給者証		
自立支援医療（精神通院）受給者証		
自立支援医療（育成医療）受給者証	住所欄は、ご自分で新しい住所を上書きしてください（役場への来庁は不要です）。	福祉課 保健福祉室 保健推進担当
母子健康手帳（親子健康手帳）		
介護保険負担割合証	新しい住所を記載したものを郵送します。役場への来庁は不要です。	福祉課 総合支援相談室 介護保険担当
介護保険被保険者証		
介護保険負担限度額認定証		
社会福祉法人等利用者負担軽減確認証		
認定こども園どんぐり利用者	新住所への変更は役場で行いますので手続きは不要です。	福祉課子どもセンター 総務担当 (25-2574)

内 容	手続きの詳細・必要なもの	窓口・問合せ先
家庭的保育事業利用者	新住所への変更は役場で行いますので手続きは不要です。	福祉課 子どもセンター 総務担当 (25-2574)
学童保育所利用者		
児童館利用者		
選挙人名簿	新住所への変更は役場で行いますので手続きは不要です。	総務課 総務室 総務担当
あしバス無料乗車券	新住所への変更は役場で行いますので手続きは不要です。	総務課 企画財政室 企画調整担当
上水道・下水道利用者	新住所への変更は役場で行いますので手続きは不要です。	建設課 上下水道室 水道業務担当
町立小・中学校の児童生徒	新住所への変更は役場で行いますので手続きは不要です。	教育委員会 教育総務室 教育支援担当 (25-3188)

ご不明な点があれば、足寄町役場（☎25-2141）か、各問合せ先にご連絡ください。

② みなさんに手続きをしてもらうもの（足寄町役場内）

次に記載した手続きは、足寄町役場で、個別の手続きが必要となります。平成29年8月28日（月）以降に、各窓口での手続きをお願いします。

内 容	手続きの詳細・必要なもの	窓口・問合せ先	
住基カード（顔写真有）	住所欄を書き換えますので役場窓口まで来庁してください。	住民課 住民室 戸籍年金担当	
個人番号（マイナンバー）通知カード			<ul style="list-style-type: none"> ・住基カード ・個人番号（マイナンバー）通知カード ・顔写真付身分証
個人番号（マイナンバー）カード			<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号（マイナンバー）カード ・暗証番号
電子証明書（住基カード）	電子証明書が失効するため、マイナンバーカードの申請が必要です（新しい住基カードは交付できません）。ご自分で、通知カードに同封された申請書を、地方公共団体情報システム機構へ送付下さい。※住基カードとしては有効期限内の使用は出来ません。	住民課 住民室 戸籍年金担当	
電子証明書（マイナンバーカード）	電子証明書が失効するので再交付の手続きが必要です。		

内 容	手続きの詳細・必要なもの	窓口・問合せ先
児童扶養手当受給者	住所変更届の提出が必要 ですので、役場窓口まで 来庁してください。	福祉課 保健福祉室 保健福祉担当
生活保護受給者	住所変更の手続きが必要 ですので、役場窓口まで 来庁してください。	
身体障がい者手帳	住所欄を書き換えますの で役場窓口まで来庁して ください。	福祉課 保健福祉室 障がい福祉担当
療育手帳		
精神障がい者保健福祉手帳	住所欄の書き換えと、住 所変更届の提出が必要で すので、役場窓口まで来 庁してください。	福祉課 保健福祉室 障がい福祉担当
障がい福祉サービス受給者証		
通所受給者証		
特別児童扶養手当証書		
農地を貸している方・農地を 借りている方	賃貸借契約を修正します ので、農業委員会までお 越してください。	足寄町農業委員会

ご不明な点があれば、足寄町役場（☎25-2141）にご連絡く
ださい。

③ みなさんに手続きをしてもらうもの（足寄町役場以外）

次に記載した手続きは、足寄町役場以外での手続きの一例です。ご不明な点は各事業者・各機関に直接お問い合わせください。なお、手続きに要する費用がある場合、本人負担となりますのでご了承ください。

内 容	手続きの詳細・必要なもの	窓口・問合せ先
厚生年金または共済年金の加入者	勤め先にお問い合わせください。	各勤務先
厚生年金または共済年金の加入者の配偶者	配偶者の勤め先にお問い合わせください。	配偶者の各勤務先
国民健康保険以外の保険証をお持ちの方	勤め先にお問い合わせください。	各勤務先
国民年金、厚生年金、共済年金を受給中の方、又は受給権のある方	日本年金機構に住民票コードを登録している場合は、手続きは不要です。 ※住民票コードを登録しているかどうかは、基礎年金番号をご用意の上、日本年金機構または足寄町役場（戸籍年金担当）にお問い合わせください。住民票コードの登録が無い場合は、届出が必要です。	日本年金機構 帯広年金事務所 (0155-21-6689) 又は 住民課 住民室 戸籍年金担当
病院などの診察券をお持ちの方	通院先にお問い合わせください。	通院先の病院など
特定疾患医療受給者証 小児慢性特定疾患医療受給者証	住所変更届の提出が必要ですので、帯広保健所までお問い合わせください。	・受給者証 ・印鑑 十勝総合振興局 保健環境部生活衛生課 (帯広保健所) (0155-27-8634)
高校・町外の学校等の児童生徒	住所変更後の手続きの有無は、各学校等にお問い合わせください。	各学校等
自動車運転免許証の住所及び本籍変更	住所・本籍の変更手続きが必要です。最寄りの警察署・運転免許試験場で手続きしてください。	・住所等変更証明書 ・現在の免許証 北海道警察 本別警察署 (0156-22-0110) 帯広運転免許試験場 (0155-33-2470)
自動車検査証の住所 (普通自動車及び排気量251cc以上の小型二輪)	新しい住所に変更したと見なすので、手続きは不要です。 新住所への書き換えを希望する場合は、手続きが必要です。手続きの詳細は左記にお問い合わせください。	書換えを希望する場合 ・住所等変更証明書 ・車検証 北海道運輸局 帯広運輸支局 (050-5540-2006 内線037)
自動車検査証の住所 (軽自動車)	新しい住所に変更したと見なすので、手続きは不要です。 新住所への書き換えを希望する場合は、手続きが必要です。手続きの詳細は左記にお問い合わせください。	書換えを希望する場合 ・住所等変更証明書 ・車検証 軽自動車検査協会 帯広事務所 (050-3816-1768)

内 容	手続きの詳細・必要なもの		窓口・問合せ先
不動産の登記名義人の住所	不動産の登記名義人の住所が変更となった場合、登記名義人の住所変更の登記申請が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> • 登記申請書 • 住所等変更証明書 • 印鑑 • 委任状（代理の者が申請する場合） ※手続きの詳細は別冊「登記手続きについて」をご確認ください。	釧路地方方法務局帯広支局 (0155-24-5837)
NTT、北電、NHK	足寄町から新旧地番情報を提供しますので、変更手続きはありません。		
上記以外の通信事業者（携帯電話・インターネットが含む）、電力事業者	各事業者にお問い合わせください。		各事業者
銀行、金融機関、クレジットカード会社、保険会社など	各事業者にお問い合わせください。		各事業者
農業者年金受給者	住所変更の手続きを行いますので、足寄町農協窓口までお越しください。	<ul style="list-style-type: none"> • 新住所を確認できる書類（住所等変更通知書、住所等変更証明書、住所変更後の運転免許証など） 	足寄町農業協同組合 (25-2131)

このほかにも、みなさんが個別に契約しているもので、住所変更の手続きを要する場合がありますので、契約先にお問い合わせください。

(3) 法人の手続き

下記に記載されているものは、法人の代表者の住所・法人の所在が変更となった場合の手続きの一例です。ご不明な点は各事業所・各官公庁にお問い合わせください。なお、手続きに要する費用がある場合、各自でご負担いただくこととなりますのでご了承ください。

内 容	手続きの詳細・必要なもの	窓口・問合せ先
入札参加資格登録の住所変更 (足寄町)	所定の手続き・必要書類がありますので、お問い合わせください。	総務課 契約財産室 契約担当
入札参加資格登録の住所変更 (足寄町以外)	入札参加資格登録先にお問い合わせください。	各入札参加資格登録先
法人登記簿の変更登記	法人の所在や代表者の住所が変更となった場合、法人の所在・代表者の住所変更登記の申請が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・法人の所在変更証明書、又は代表者の住所変更証明書 ・印鑑（法務局に登録しているもの） ・委任状（代理の者が申請する場合） ※手続きの詳細は別冊「登記手続きについて（法人用）」をご確認ください。	釧路地方法務局帯広支局 (0155-24-5837)
理容所、美容所、クリーニング所の確認証の住所変更	手続きの有無は、登録先にお問い合わせください。	十勝総合振興局 保健環境部生活衛生課 (帯広保健所) (0155-27-8634)
食品営業許可申請事項変更届 (住所変更)	手続きの有無は、登録先にお問い合わせください。	
建設業許可の住所変更	手続きの有無は、登録先にお問い合わせください。	十勝総合振興局 帯広建設管理部 建設行政室建設指導課 (0155-27-8540)

※その他、各種許可、認可、免許等の住所変更手続きの有無は、各登録先等にお問い合わせください。

なお、法人が所有している自動車や不動産の住所等変更に関する手続き、各種公共サービス・金融機関等の手続きは、個人の手続きと同様です。6・7ページを参照してください。

(4) 住所・本籍地等の変更の証明書について

平成29年8月28日以降、世帯主・筆頭者の方に対し住所等が変更したことの「証明書」を郵送しますので、換地処分に伴う住所・本籍地等の字地番変更の証明が必要な場合は、こちらをご使用ください（1世帯10枚）。

証明書の枚数が不足する場合や世帯主・筆頭者以外の氏名で証明書が必要な場合や法人の場合は、下記の窓口で証明書の交付を申請してください。

種 別	申請できる方	申請先	必要書類
住所・本籍の証明書 (個人用)	換地処分に伴う字 界地番変更により、 住所・本籍地が変更 となった個人 ※同一世帯の方 であれば、ご家族の 分も申請できま す	足寄町役場 住民課住民室 戸籍年金担当 (1階)	・身分を確認できる もの(運転免許 証、健康保険証 等) ・印鑑
所在の証明書 (法人用)	換地処分に伴う字 界地番変更により、 会社の所在が変更 となった法人	足寄町役場 建設課建設室 区画整理担当 (2階)	・窓口に来た方の身 分を確認できる もの(社員証、職 員証等) ・窓口に来た方の印 鑑

証明書の発行に期限はありません。必要な時に申請先までお申し出ください。

(5) 住所変更のお知らせハガキについて

土地区画整理事業により住所が変更となる方には、新しい住所をご親戚・ご友人等へお知らせいただくために、日本郵便(株)から無料でハガキが提供されます。新しい住所番地等を記載いただき、ハガキが入っていた封筒に入れて、ポストに投函するか、足寄郵便局にご持参ください。

なお、本ハガキ以外の様式で住所変更をお知らせする場合、通常の郵便料金が発生しますのでご了承ください。

本件についてご不明な点は、足寄郵便局（☎25-2360）にお問い合わせください。

住所変更お知らせハガキ（見本）

（表）

郵便はがき

〒□□□-□□□□

住所変更をお知らせする方の郵便番号・住所・氏名を記入してください。

様

通信事務郵便（依頼信）

足寄郡足寄町北1条4丁目43番地2

足寄郵便局

TEL 0156-251-2360

□□□-□□□□

（裏）

住所の表示変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび平成29年8月26日から、あなた様のお知り合いの方の住所が下記のとおり変更になります。

大変恐縮ではありますが、今後郵便物をお出しの際は、新しい住所をお書きくださいますよう、よろしく願い申し上げます。

敬具

〈旧郵便番号・住所〉
〒□□□-□□□□
北海道足寄郡足寄町
条 丁目 番地

〈新郵便番号・住所〉
〒□□□-□□□□
北海道足寄郡足寄町
条 丁目 番地

〈住所変更となる方のお名前〉

← 住所変更通知書に記載された新旧住所と、住所が変わる方のお名前を記載してください。

※ 実際に送付したハガキと、記載文面が違う場合があります。

(6) 郵便物の配達について

郵便局には、土地区画整理事業による字地番の変更について情報提供しますので、個別の住所変更手続きは必要ありません。

通常の住所移転と異なり、古い住所で送付された郵便物も期限無く配達されますが、相手方にはお早めに住所変更のお知らせをしていただくようご協力をお願いいたします。

なお、ゆうちょ銀行・簡易保険などの金融商品等に関する住所変更は、他の金融機関等と同様に、各自で手続きを行っていただくこととなりますのでご了承ください。

(7) 登記手続きについて

土地区画整理事業の施行により土地や建物の表示を書き換える登記（区画整理登記）は、足寄町により行いますが、下記に記載する登記は、足寄町が行うことが出来ませんので、個別に登記申請することが必要になります。

①登記名義人（所有者）の住所変更の登記

申請の期限はありませんが、所有権移転を予定している場合は、住所変更の登記をする必要があります。

②法人登記の変更手続きについて

法人の所在や代表者の住所が変更となった場合、変更登記を申請する必要があります。

登記に関する手続きの詳細は別冊「登記手続きについて」を参照いただき、ご不明な点は釧路地方法務局帯広支局（☎0155-24-5837）までお問い合わせください。

※お願い※

法人登記の書き換え後に登記事項証明書を取得した場合、住民課税務室課税担当に写しを提供いただくようお願いいたします。

4. こんなときは・・・

- ① 新しい住所・本籍・所在地番のお知らせが送付されてきました。不動産に関する通知は送付されないのですか。

○ 不動産の表示変更に関する通知は、施行地区内に不動産を所有されている方にのみお送りしています。借地や借家にお住まいの方には送付していませんのでご了承ください。

- ② 郵便局やNTT、ほくでんなどに足寄町が提供した資料には、氏名などは記載されますか。

○ 足寄町から外部機関や郵便局などに提供する資料は、「新旧地番対照表」と「旧新住所等対照表（個人・法人名省略）」、「新旧地番対照図」です。これらの資料には個人氏名や法人・施設の名称は記載しません。なお、これらの資料は足寄町役場ホームページにも掲載予定です。

- ③ 不動産を所有しています。「新しい住所のお知らせ」が同封されていましたが、いつまでに登記名義人の住所変更登記の手続きが必要ですか。

- 住所変更登記に期限はありませんが、不動産の所有権移転を予定されている場合、登記簿と現住所を合致させる必要があるため、住所変更登記が必要となります。
- 住所変更登記は、所有権移転登記を行う際に同時に手続きをすることも可能です。
- 手続きの詳細は、別冊「登記手続きについて」を確認いただき、ご不明な点は釧路地方法務局帯広支局（☎0155-24-5823）にお問い合わせください。

平成29年7月24日発行

足寄都市計画事業足寄市街地区土地区画整理事業や
本書に関するお問い合わせ先

足寄町建設課建設室 区画整理担当

〒089-3797

足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1

TEL 0156-25-2141
(内線366・362)

FAX 0156-25-2402

